

入札物件一覧表

(1) 清涼飲料水

【販売品目】

① : お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの缶・ビン・ペットボトル等密閉式の容器とすること（紙パックは除く）。

② : お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの紙コップの容器とすること。

③ : お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの紙パックの容器とすること。

※ 清涼飲料水については、当該寸法（幅・奥行）の中に回収BOXを設置すること。

※ 法令等の規定により許認可等を要する場合の販売は、当該許認可後とすること。

※ 自動販売機等の設置においては、コンセントひとつに対して、差込プラグをひとつとすること。

<1>京丹後市役所

物件 番号	設置施設	設置場所	所在地	設置場所の寸法		設置可能 台数	販売 品目	最低月額 使用料	消費税相当額 の加算	※参考 R6年度売上数
				幅	奥行					
1	京丹後市役所峰山庁舎2号館	1階情報発信コーナー内	京丹後市峰山町杉谷889番地	2.40 m	1.00 m	1 台	①	3,000 円	あり	- 本

自動販売機本体:幅1.2m未満
回収BOX:幅1.2m未満